

2017 年 8 月 1 日

保険薬局
管理薬剤師 各位

JA 三重県厚生連鈴鹿中央総合病院
薬剤部 山川卓哉

「鈴鹿中央総合病院 院外処方箋における疑義照会、情報提供等の運用見直し」
について

平素より当院の処方箋に応需いただき有難うございます。薬剤師による疑義照会は医薬品の適正使用上、薬剤師法に基づく極めて重要な業務です。患者個々の病状や検査値を勘案した疑義照会・処方提案はますます重要となり、その件数も増えています。一方で、形式的な疑義照会はそれ以上に多くあり、患者・薬局薬剤師・処方医師それぞれにご負担をかけている場合もあるかと存じます。

そこで当院では、平成 22 年 4 月 30 日付 厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、規定書に基づく薬物治療管理の一環として合意書の締結により、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者への薬学的ケアの充実および処方医師の負担軽減を図る目的で「鈴鹿中央総合病院 院外処方箋における疑義照会簡素化の規定書」（以下規定書）を運用しております。

本規定書を適正に運用するため、開始にあたっては、規定書の趣旨や各項目の詳細について、当院担当者からの説明をお聞き頂いた上で、合意書を交わすことを必須条件としております。

本取組みへの参画をご理解された上で、ご希望される保険薬局は、まず、当院薬剤部 医薬品情報室担当者（平日 13 時～14 時 電話 059-382-1311 内線 1151）までご連絡下さい。

◆ 規定書 PDF ファイル（ 2017 年 8 月 1 日 版）

本内容を本来の目的以外に使用することや、本院の許可なくして複製・転載することはご遠慮下さい。

また当院では、施設間の薬剤情報や服薬情報等の提供ツールとして、「別記様式 1 後発医薬品変更・処方内容変更の連絡票」、「別記様式 2 残薬調整等に関する服薬情報等提供書（トレーシングレポート）」、「別記様式 3 施設間服薬情報等提供書（トレーシングレポート）」の運用を開始しております。

ご理解を賜り、積極的な活用にご協力をよろしくお願い申し上げます。

連絡先

JA 三重県厚生連鈴鹿中央総合病院薬剤部
電話：059-382-1311（内線 1151）、FAX：059-384-1011